

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 19-投法18-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月13日

【発行者名】 リプラス・レジデンシャル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐久間 隆夫

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズ オフィス

【事務連絡者氏名】 リプラス・リート・マネジメント株式会社
経営管理部長 貞廣 亜紀

【電話番号】 03-5425-5600

【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】 リプラス・レジデンシャル投資法人

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）

【今回の募集金額】 4,000百万円

【発行登録書の内容】

(1) 【提出日】 平成19年10月30日

(2) 【効力発生日】 平成19年11月7日

(3) 【有効期限】 平成21年11月6日

(4) 【発行登録番号】 19-投法18

(5) 【発行予定額】 100,000百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 100,000百万円
(100,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額
(下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき
算出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

1【新規発行投資法人債券】

(1)【銘柄】

リプラス・レジデンシャル投資法人第2回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付）（以下「本投資法人債」といいます）

(2)【投資法人債券の形態等】

①本投資法人債は、その全部について社債等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」といいます）第115条で準用する第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた投資法人債であり、社債等振替法第115条で準用する第67条第1項の定めに従い投資法人債券を発行することができません。

ただし、社債等振替法第115条で準用する第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者（以下「本投資法人債権者」といいます）は本投資法人に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

②取得格付

格付	指定格付機関の名称	格付取得日
A-	株式会社格付投資情報センター	平成19年11月13日

(3)【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は金40億円です。

(4)【各投資法人債の金額】

1億円

(5)【発行価額の総額】

金40億円

(6)【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7)【利率】

年2.04パーセント

(8)【利払日及び利息支払の方法】

①本投資法人債の利息は、別記「(14) 払込期日」に規定の払込期日（以下「払込期日」といいます）の翌日から本投資法人債を償還すべき日（以下「償還期日」といいます）までこれをつけ、平成20年5月19日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月19日及び11月19日の2回（以下第1回の支払期日と併せ、各々を「利息支払期日」といいます）に各その日までの前半か年分を支払います。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算します。

- ②利息支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。
 ③償還期日後は本投資法人債には利息はつけません。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

- ①本投資法人債の元金は、平成21年11月19日にその総額を償還します。
 ②償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰上げます。
 ③本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「(17) 振替機関又は登録機関に関する事項」に規定の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。
 ④本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。
 申込証拠金には利息を付けません。

(12) 【申込期間】

平成19年11月13日

(13) 【申込取扱場所】

別記「(20) その他 I. 引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

平成19年11月19日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(17) 【振替機関又は登録機関に関する事項】

振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(18) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 平成17年11月7日

登録番号 関東財務局長第45号

(19) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額の総額4,000百万円から発行諸費用の概算額30百万円を控除した差引手取概算額3,970百万円は、特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金に充当する予定です。

(20) 【その他】

I. 引受け等の概要

本投資法人債の引受けは、以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	4,000	1. 引受人は本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2. 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金35銭とします。
計	—	4,000	—

II. その他

1. 担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1) 本投資法人は、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「財務代理人」といいます）との間に平成19年11月13日付本投資法人債財務代理契約を締結し、本投資法人債の財務代理事務を委託します。

(2) 財務代理人は、本投資法人債に関する振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人及び支払代理人の業務を行います。

(3) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また、本投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。

(4) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告します。

3. 投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投信法第139条の8ただし書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

4. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債（ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます）のために投信法及び担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合は、本投資法人債のために同順位の担保権を設定しなければなりません。なお、上記ただし書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(2) 前(1)により本投資法人債のために担保権を設定する場合、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。

5. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。

①本投資法人が別記「(9) 償還期限及び償還の方法」の①ないし③の規定に違背したとき。

②本投資法人が別記「(8) 利払日及び利息支払の方法」の規定に違背したとき。

③本投資法人が別記「(20) その他 II. その他 4. 財務上の特約(1) 担保提供制限」の規定に違背したとき。

④本投資法人が本投資法人債以外の投資法人債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

⑤本投資法人が投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは本投資法人以外の者の発行する社債、投資法人債又はその他の借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではありません。

⑥本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始もしくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く）の決議をしたとき。

⑦本投資法人が破産手続、民事再生手続もしくはその他適用ある倒産手続の開始決定又は特別清算の開始命令を受け、又は解散（合併又は上記⑥に該当する場合を除く）したとき。

⑧本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。ただし、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。

⑨本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項に基づく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒することができなかつたとき。

(2) 本投資法人債が前号に従い期限の利益を喪失した場合は、本投資法人は遅滞なくその旨を公告します。

(3) 本5.(1)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日、又は弁済の提供がなされた旨の公告がなされた日から7日を経過した日のいずれか早期に到来する日まで、別記「(7) 利率」に定める利率による遅延損害金を付するものとします。

6. 公告の方法

本投資法人債に関して本投資法人債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、本投資法人の規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載します。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができます。

7. 投資法人債権者集会

(1) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨及び投信法第139条の10第2項で準用する会社法第719条各号所定の事項を公告します。

(2) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。

(3) 本投資法人債総額（償還済みの額を除く。また、本投資法人が有する本投資法人債の金額はこれに算入しません）の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する本投資法人債権者は、法令に定める手続を経たうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。

(4) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類（投信法第139条の7で準用する会社法第681条第1号に定める種類をいいます。以下同じ）の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。前3号の規定は、本7.(4)の投資法人債権者集会について準用します。

8. 追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債権者の同意なしに、初回利払日ないし払込金額を除く全ての事項（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます）第180条所定の各事項を含みます）において本投資法人債と同じ要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類（以下「追加投資法人債」といいます）の投資法人債を追加発行することができます。追加投資法人債の払込期日以降、本投資法人債の投資法人債要項に関する各規定は当該追加投資法人債にも及ぶものとします。

9. 投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

10. 一般事務受託者

(1) 本投資法人債に関する一般事務受託者

①本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務（投信法第117条第1号関係）

三菱UFJ証券株式会社

②別記「(20) その他 II. その他 2. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人」に定める財務代理人、発行代理人及び支払代理人に委託する発行及び期中事務（投信法第117条第3号及び第6号関係）

株式会社三菱東京UFJ銀行

なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に定める本投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関が定める業務規程等の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経て処理されます。

③投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務（投信法第117条第2号関係）

株式会社三菱東京UFJ銀行

(2) 本投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者（投信法第117条第2号ないし第6号関係）

三菱UFJ信託銀行株式会社

11. 資産運用会社

リプラス・リート・マネジメント株式会社

12. 資産保管会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

13. 申込等

申込みの方法は、申込期間内に別記「(20) その他 I. 引受け等の概要」記載の引受人の本店及び国内各支店へ申込みをするものとします。引受人は、募集に際して、払込金額と同額の申込証拠金を申込者より徴収します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第2期（自平成18年10月1日 至平成19年3月31日）平成19年6月15日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である平成19年6月15日提出の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間において補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。なお、参照有価証券報告書に記載された「投資リスク」について、参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においても変更がないと判断しています。

1. 物件の取得及び譲渡について

参照有価証券報告書提出日以後本発行登録追補書類提出日までの間において、平成19年6月28日付で12物件、同年8月31日付で3物件及び同年11月7日付で5物件の合計20物件の不動産をそれぞれ信託財産とする信託受益権を取得し、同年9月28日付で1物件の不動産の一部を信託財産とする信託受益権の売却を行いました。

2. 不動産ポートフォリオ一覧

本発行登録追補書類提出日現在の不動産ポートフォリオ一覧は、以下の通りです。

賃貸住宅 カテゴリー (注1)	物件番号 (注2)	地域 (注3)	物件名称	取得価格 (百万円) (注4)	投資比率 (%) (注5)	取得日
ワンルーム	0-1-001	地方	サテラ北34条	1,133	1.2	平成17年12月15日
	0-1-002	地方	カレラ2.9	281	0.3	平成18年6月22日
	0-1-003	地方	サッポロヒルズ	287	0.3	平成18年6月22日
	0-1-004	地方	サテラ永山	342	0.4	平成18年6月22日
	0-1-023	地方	willDo南12条	460	0.5	平成18年8月23日
	0-1-032	地方	willDo北24条	316	0.3	平成19年5月1日
	0-1-033	地方	フラットカレラ	290	0.3	平成19年5月1日
	0-1-034	地方	s13w9 h+	463	0.5	平成19年5月1日
	0-1-035	地方	s9w12 h+	533	0.6	平成19年5月1日
	0-1-036	地方	willDo南平岸	315	0.3	平成19年5月1日
	0-2-037	地方	willDo西下台町	512	0.6	平成19年5月1日
	0-2-054	地方	willDo上杉3丁目	506	0.5	平成19年6月28日
	0-2-065	地方	グランメゾン七福	342	0.4	平成19年11月7日
	0-4-005	関東圏	ベル越谷21	499	0.5	平成17年12月15日
	0-4-006	関東圏	ジョイフル狭山	216	0.2	平成17年12月15日
	0-4-007	関東圏	ルミエール八王子	480	0.5	平成17年12月15日
	0-4-008	関東圏	willDo清澄	5,024	5.4	平成18年6月22日
	0-4-009	関東圏	ターキーズ田園調布第2	281	0.3	平成17年12月15日
	0-4-010	関東圏	スカイコート100	379	0.4	平成18年6月22日
	0-4-011	関東圏	FC高砂町	233	0.3	平成17年12月15日
	0-4-012	関東圏	サイトピア	506	0.5	平成18年6月22日
	0-4-024	関東圏	VISTAシュプリーム	563	0.6	平成18年8月23日
	0-4-025	東京都心7区	ジョイ尾山台	624	0.7	平成18年8月23日
	0-4-031	関東圏	エステージ大塚	725	0.8	平成18年10月5日
	0-4-038	関東圏	willDo新座	590	0.6	平成19年5月1日
	0-4-039	東京都心7区	東信松涛マンション	912	1.0	平成19年5月1日
	0-4-055	東京都心7区	ハーモニー上北沢	400	0.4	平成19年6月28日
	0-4-062	関東圏	翔 南浦和	396	0.4	平成19年8月31日
	0-5-013	地方	willDo金山正木	490	0.5	平成18年6月22日
	0-5-026	地方	エクセルシオール栄	641	0.7	平成18年8月23日
0-5-027	地方	ステージア日比野	317	0.3	平成18年8月23日	

賃貸住宅 カテゴリー (注1)	物件番号 (注2)	地域 (注3)	物件名称	取得価格 (百万円) (注4)	投資比率 (%) (注5)	取得日
ワンルーム	0-5-040	地方	willDo千代田	633	0.7	平成19年5月1日
	0-5-041	地方	willDo太閤通	1,120	1.2	平成19年5月1日
	0-5-042	地方	willDo金山	370	0.4	平成19年5月1日
	0-5-043	地方	willDo金山沢下	375	0.4	平成19年5月1日
	0-5-056	地方	willDo勝川	503	0.5	平成19年6月28日
	0-5-057	地方	ステージア黄金	600	0.6	平成19年6月28日
	0-5-063	地方	willDo稲永	641	0.7	平成19年8月31日
	0-5-066	地方	willDo東別院	703	0.8	平成19年11月7日
	0-6-014	地方	willDo市岡	722	0.8	平成18年6月22日
	0-6-015	地方	willDo海老江	350	0.4	平成18年6月22日
	0-6-016	地方	willDo今福西	413	0.4	平成18年6月22日
	0-6-017	地方	メゾンフローラ	584	0.6	平成18年6月22日
	0-6-018	地方	ウィンドフォー南本町	307	0.3	平成17年12月15日
	0-6-028	地方	willDo新大阪s I	285	0.3	平成18年8月23日
	0-6-029	地方	グランメール東淀川	236	0.3	平成18年8月23日
	0-6-030	地方	willDo深江南	184	0.2	平成18年8月23日
	0-6-044	地方	willDo大日	217	0.2	平成19年5月1日
	0-6-045	地方	willDo新大阪s II	244	0.3	平成19年5月1日
	0-6-046	地方	willDo塚本	730	0.8	平成19年5月1日
	0-6-047	地方	willDo天満橋	338	0.4	平成19年5月1日
	0-6-048	地方	willDo堺筋本町	325	0.4	平成19年5月1日
	0-6-049	地方	willDo谷町	1,040	1.1	平成19年5月1日
	0-6-050	地方	インペリアル桜川南II	486	0.5	平成19年5月1日
	0-6-051	地方	willDo難波w I	690	0.7	平成19年5月1日
	0-6-052	地方	是空弁天	466	0.5	平成19年5月1日
	0-6-058	地方	willDo鶴見諸口	180	0.2	平成19年6月28日
	0-6-059	地方	willDo浜崎通	2,280	2.5	平成19年6月28日
	0-6-060	地方	セントアミー西天満	493	0.5	平成19年6月28日
	0-6-064	地方	エクセレント松屋町	810	0.9	平成19年8月31日
	0-6-067	地方	willDo新大阪	861	0.9	平成19年11月7日
	0-7-068	地方	willDo岡山駅西口	1,220	1.3	平成19年11月7日
	0-9-019	地方	スターズ内山	160	0.2	平成17年12月15日

賃貸住宅 カテゴリー (注1)	物件番号 (注2)	地域 (注3)	物件名称	取得価格 (百万円) (注4)	投資比率 (%) (注5)	取得日
ワンルーム	0-9-020	地方	内山南小倉駅前ビル	579	0.6	平成17年12月15日
	0-9-021	地方	デュミナス唐人町	209	0.2	平成17年12月15日
	0-9-022	地方	ストリームライン大濠	382	0.4	平成18年6月22日
	0-9-053	地方	willDo中洲	2,460	2.7	平成19年5月1日
	0-9-061	地方	NKR呉服町	231	0.2	平成19年6月28日
ファミリー	F-2-001	地方	ロイヤルガーデン森林公園	396	0.4	平成17年12月15日
	F-2-002	地方	グリーンパーク小松島	550	0.6	平成17年12月15日
	F-2-003	地方	ダイアパレス泉崎	355	0.4	平成17年12月15日
	F-2-004	地方	サンヴァーリオ高砂	364	0.4	平成18年6月22日
	F-3-034	地方	アークハイム新潟	1,060	1.1	平成19年6月28日
	F-4-005	関東圏	ジョアンナマンション	556	0.6	平成17年12月15日
	F-4-006	関東圏	入間駅前ビル	1,517	1.6	平成17年12月15日
	F-4-007	関東圏	入間駅前第二ビル	687	0.7	平成18年6月22日
	F-4-008	関東圏	セレーノ大宮	1,554	1.7	平成17年12月15日
	F-4-009	関東圏	すずらん館	441	0.5	平成17年12月15日
	F-4-010	関東圏	ボヌール常盤	752	0.8	平成17年12月15日
	F-4-011	関東圏	プロフィットリンク竹ノ塚	636	0.7	平成17年12月15日
	F-4-012	関東圏	竹ノ塚フラット	2,051	2.2	平成17年12月15日
	F-4-013	関東圏	ドリームハイツ	358	0.4	平成17年12月15日
	F-4-014	関東圏	グリーンヒルズ飛鳥山	587	0.6	平成17年12月15日
	F-4-015	関東圏	王子ハイツ	347	0.4	平成17年12月15日
	F-4-016	関東圏	阪上ロイヤルハイツ第二	360	0.4	平成18年6月22日
	F-4-017	東京都心7区	willDo等々力	1,764	1.9	平成18年6月22日
	F-4-018	関東圏	シェモア桜ヶ丘	609	0.7	平成17年12月15日
	F-4-019	関東圏	リーベスト西千葉	2,152	2.3	平成17年12月15日
	F-4-020	関東圏	コリンヌ津田沼	352	0.4	平成18年6月22日
	F-4-021	関東圏	磯子フラット	5,290	5.7	平成17年12月15日
	F-4-022	関東圏	茅ヶ崎ダイカンプラザ	453	0.5	平成17年12月15日
	F-4-028	関東圏	ウィンベルコーラス平塚第13	477	0.5	平成18年8月23日
	F-4-029	関東圏	リーベスト東中山	1,371	1.5	平成18年10月5日
	F-4-030	関東圏	リーベスト中山	837	0.9	平成18年10月5日
	F-4-031	関東圏	MGA金町	484	0.5	平成19年5月1日

賃貸住宅 カテゴリー (注1)	物件番号 (注2)	地域 (注3)	物件名称	取得価格 (百万円) (注4)	投資比率 (%) (注5)	取得日
ファミリー	F-4-035	東京都心7区	グリーンヒルズ芦花	662	0.7	平成19年6月28日
	F-4-036	関東圏	ロフティー平井	324	0.3	平成19年6月28日
	F-4-038	関東圏	コロネード春日	3,115	3.4	平成19年11月7日
	F-5-023	地方	ステラートシティ伝馬町	627	0.7	平成18年6月22日
	F-5-024	地方	グレースマンション藤	492	0.5	平成18年6月22日
	F-5-032	地方	ステラートシティ桜山	735	0.8	平成19年5月1日
	F-5-037	地方	グラン・コート黒川	677	0.7	平成19年6月28日
	F-6-025	地方	ルネ神戸北町IIセンターコート	878	0.9	平成17年12月15日
	F-6-026	地方	willDo西明石	635	0.7	平成17年12月15日
	F-6-033	地方	ラ・ヴィータ日本橋	1,860	2.0	平成19年5月1日
	F-9-027	地方	イマージュ霧が丘	662	0.7	平成17年12月15日
プレミアム	P-4-001	東京都心7区	チェルシーガーデン	4,238	4.6	平成17年12月15日
	P-4-002	東京都心7区	c-MA1	618	0.7	平成17年12月15日
	P-4-003	東京都心7区	c-MA2	699	0.8	平成17年12月15日
	P-4-004	東京都心7区	c-MA3	1,480 (注6)	4.7	平成17年12月15日
	P-4-005	東京都心7区	n-GT1	466	0.5	平成17年12月15日
	P-4-006	東京都心7区	n-OM1	3,750	4.0	平成19年5月1日
合計				89,797	100.0	

(注1) 「賃貸住宅カテゴリー」の区分については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照ください。

(注2) 物件番号が「0」で始まる物件はワンルームタイプ、「F」で始まる物件はファミリータイプ、「P」で始まる物件はプレミアムタイプの物件です。

(注3) 「地域」の区分については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照ください。

(注4) 「取得価格」の欄には、当該不動産又は不動産に係る信託受益権の取得に要した諸費用（売買媒介手数料、公租公課等）を含まない金額（信託受益権譲渡契約書または売買契約書に記載された不動産等の譲渡金額）を百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注5) 「投資比率」の欄には、不動産又は不動産に係る信託受益権の取得価格合計に対する当該不動産又は不動産に係る信託受益権の取得価格の比率を小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注6) c-MA3は平成19年9月28日付けでオフィス棟の譲渡を行ったため、住宅棟に係る取得価格のみを記載しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

リプラス・レジデンシャル投資法人 本店

(東京都港区虎ノ門四丁目1番28号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)